八　第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ト(1)又は(2)に掲げる行為を行った日付

九　第六条第一項第三号ロに規定する方法により顧客等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が登記情報の送信を受けた日付

十　第六条第一項第三号ハに規定する方法により顧客等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が公表事項を確認した日付

十一～二十九　［略］

［2　略］

3　特定事業者は、第一項第十九号から第二十三号まで及び第二十五号から第二十八号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

（特定事業者の通知事項等）

第三十一条　法第十条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　自然人　次に掲げる事項

［イ　略］

ロ　住居又は第二十条第一項第十六号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客と支払に係る為替取引を行う特定事業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。次号ロにおいて同じ。）

［ハ　略］

［二　略］

［2　略］

（仮想通貨によりなされる取引の換算基準）

第三十六条　法、令及びこの命令を適用する場合における本邦通貨と仮想通貨（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）との間又は異種の仮想通貨相互間の換算は、当該換算をすべき取引を行った時における当該取引の対象となる仮想通貨の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二表

改正後	改正前
（顧客等の本人特定事項の確認方法） **第六条**　法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 一　自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）　次に掲げる方法のいずれか イ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲	（顧客等の本人特定事項の確認方法） **第六条**　［同上］ 一　［同上］ イ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

六～二十四　［同上］

［五号ずつ繰り下げる。］

［2　同上］

3　特定事業者は、第一項第十四号から第十八号まで及び第二十号から第二十三号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

（特定事業者の通知事項等）

第三十一条　［同上］

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　住居又は第二十条第一項第十一号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客と支払に係る為替取引を行う特定事業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。次号ロにおいて同じ。）

［ハ　同上］

［二　同上］

［2　同上］

（仮想通貨によりなされる取引の換算基準）

第三十六条　法、令及びこの命令を適用する場合における本邦通貨と仮想通貨（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）との間又は異種の仮想通貨相互間の換算は、当該換算をすべき取引を行った時における当該取引の対象となる仮想通貨の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。